

埼玉県・ふじみ野市（河川・下水道）事業調整協議会設置要綱

（設置）

第1条 局地的な大雨に伴うふじみ野市内の浸水被害を軽減し、埼玉県及びふじみ野市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施するために必要な事業間の調整を行うため、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務について必要な事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策
- (3) 浸水被害対策事業の実施計画の進行管理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる機関の代表者をもって組織する。

（会議）

第4条 協議会は、所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、上下水道課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、構成員が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県県土整備部河川砂防課
埼玉県県土整備部川越県土整備事務所
埼玉県都市整備部都市計画課
埼玉県下水道局下水道管理課
道路課
上下水道課